

青森県地方港湾審議会資料

青森港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 26 年 12 月

青森港港湾管理者

青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成13年11月 交通政策審議会 第2回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成26年 9月 青森県地方港湾審議会

の議を経た青森港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

港湾施設の規模及び配置

1. 外郭施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. マリーナ計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

港湾の環境の整備及び保全

1. 港湾環境整備施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

変更理由

本港地区において、海洋性レクリエーション機能の向上を図るため、外郭施設計画を変更する。また、良好な港湾の環境の形成を図るため、マリーナ計画を変更し、港湾環境整備施設計画を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1. 外郭施設計画

海洋性レクリエーション機能の向上を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

1-1. 防波堤

本港地区 防波堤（2） 延長75m〔既設の変更計画〕

なお、これに伴い、既設の防波堤75mを撤去する。

〔既設
本港地区 防波堤（2） 延長150m〕

2. マリーナ計画

港湾環境整備施設計画に伴い、以下のマリーナ計画を削除する。

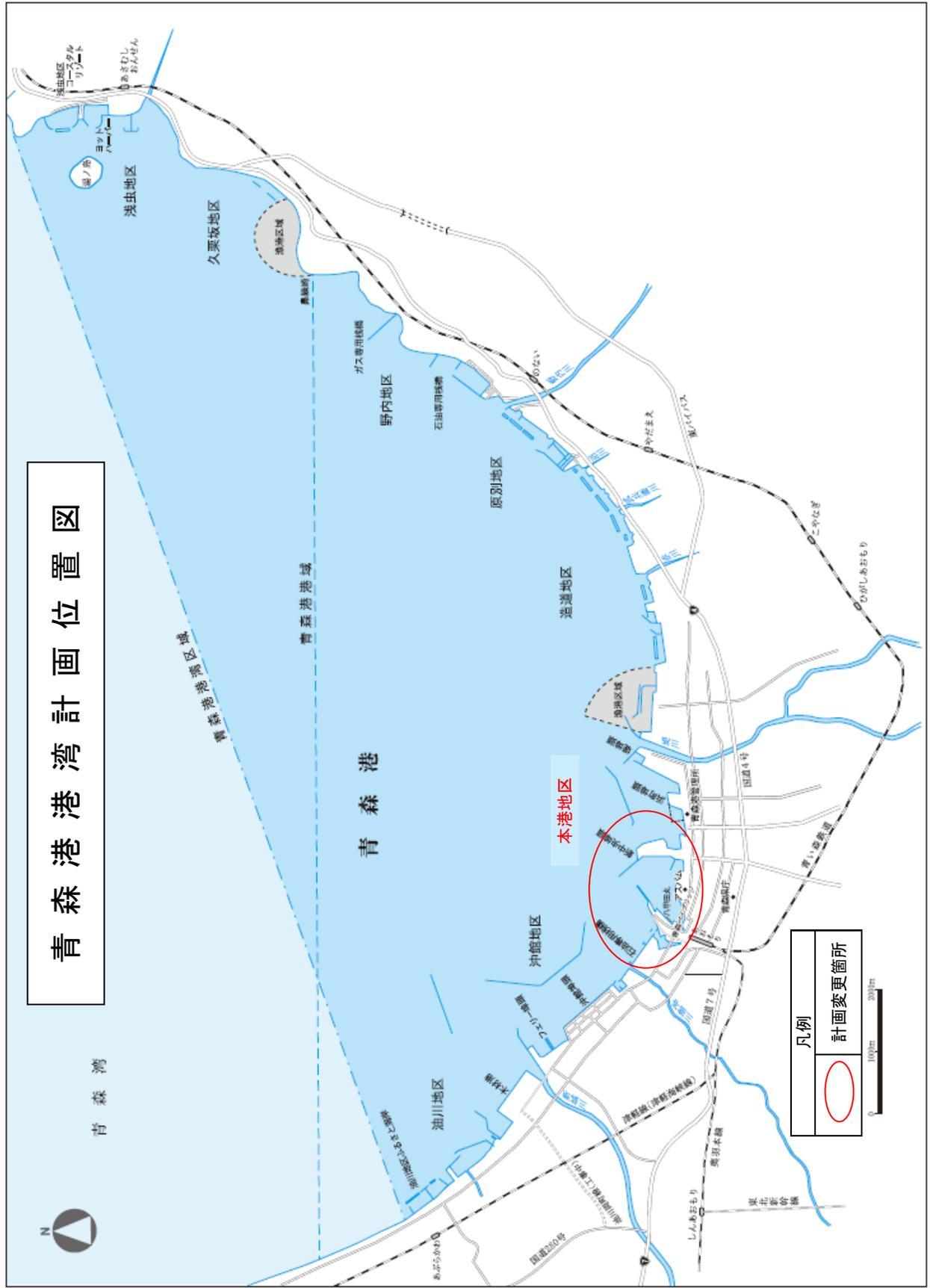
〔既定計画
本港地区 青函船だまり
小型栈橋 3基〕

港湾の環境の整備及び保全

1. 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、海浜を次のとおり計画する。

本港地区 海浜 280m〔新規計画〕



青森港湾計画位置図

